

改善分散処理システムの プログラム改修に係る仕様書

林野庁

1 件名

改善分散処理システムのプログラム改修業務

2 目的

林野庁（以下「当庁」という。）においては、電子政府推進計画等に基づき、業務・システムの最適化に取り組み、改善分散処理システムにおいて運用されていた国有林野業務については、最適化により刷新された「国有林野情報管理システム」への移行が行われたところである。

しかしながら、給与計算関連業務（給与賃金システム・労務統計システム）については、府省共通システムである人事・給与関係業務情報システムへ移行するまでの間、改善分散処理システムのシステム構成を見直し、新給与システムとして、コスト削減に努めつつ運用をおこなうこととし、円滑な業務処理を実現することとしている。

本改修業務は、効率的かつ確実な給与計算処理業務の遂行を目的とし、新給与システムの機能追加のためプログラムを改修するものである。

3 業務の内容

【別紙1】に記載された改修項目につき、給与・賃金システム等に係るプログラム改修を実施すること。なお、改修項目に係る機能追加・影響範囲については、【別紙2】を参照すること（入力項目の確定については、林野庁経営企画課情報管理室担当者（以下、「監督職員」という。）と協議の上、決定すること。）。

また、開発にあたっては、以下の事項について留意すること。

- ・ 局署間でやりとりを行うデータは個人情報を含むため、局サーバの多階層に登録する情報については、パスワードをかける等、適切な管理を行うこと。
- ・ 計算完了後の印刷データ振り分け方法及び配布方法については、監督職員と協議の上、決定すること。
- ・ 局署端末における動作環境については、OSはWindowsXP SP2及びWindows2000 SP4、Excelは2003とする。この環境における動作検証を実施すること。

4 その他

(1) 機密保持

- ① 落札者は本契約に関して、全体の作業におけるデータの取扱いについては、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」、「農林水産省における情報セキュリティに関する対策の基準について」等を遵守すること。なお、本件作業の一部を第三者に委託する場合も同様とする。
- ② 本仕様書に基づく作業に当たって、作業の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、その理由、当該業者名、作業内容・範囲について事前に監督職員に通知し、承認を得ること。
- ③ 落札者は本契約に関して、当庁が開示した情報等を第三者へ漏洩してはならない。

(2) 知的財産等

- ① 落札者は、本契約に関して当庁が開示した情報(公知の情報を除く。以下同じ)及び契約履行過程で生じた納入成果物に関する情報を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること(本件において知り得た事項については、外部に漏らさぬこと。)
- ② 本契約履行過程で生じた納入成果物に関し、著作権法第21条から第28条までに定める権利に係る全ての著作権及び営業秘密は当庁に帰属し、当庁が独占的に使用するものとする。ただし、落札者は本契約履行過程で生じた著作権営業秘密を自ら使用する場合は、当庁と別途協議するものとする。また、著作者人格権は行使しないものとする。
- ③ 納入成果物に第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物」という。)が含まれる場合は、当庁が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合、落札者は当該契約等の内容について事前に監督職員の承認を得ることとし、当庁は既存著作物について当該許諾要件の範囲内で使用するものとする。なお、本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら当庁の責めに帰す場合を除き、落札者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、当庁は係る紛争等の事実を知ったときは、落札者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を落札者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

5 納入成果物

(1) 納入成果物等

納入成果物は、以下の通りとする。

- ア システム改修に係る基本設計書 (システム機能設計)
- イ システム改修に係る詳細設計書 (アプリケーション構造設計)
- ウ システム改修に係るテスト結果報告書
- エ システム改修に係る操作説明書 (利用者マニュアル)
- オ システム改修に係るプログラムおよびプログラムソース一式

(2) 納入期限

平成22年3月26日 (金)

ただし、平成22年3月期の給与・賃金月次計算処理において改修項目の運用が可能となるよう納入前に稼働テストを行うものとする。

6 動作確認

- (1) 導入作業後の動作確認の実施に当たり、作業内容、スケジュール等を含めた「動作確認実施書」を作成し、事前に監督職員の承認を得ること。
- (2) システム運用業者と連携し、業務アプリケーションの動作確認を行い、正常にシステムが稼働することを確認すること。

- (3) 指定された納入期限までにすべての動作確認等の作業を行い速やかに作業内容等について作業完了報告書を作成し提出すること。
- (4) 上記を踏まえシステム改修完了までのスケジュールを提出すること。

7 検査結果

検査の結果、不合格と判断された場合は、落札者の負担と責任において遅滞なく次の措置を講じ正常な状態に復した上、再検査を受けなければならない。

8 システム運用業者への説明

システム運用業者に改修されたシステムの操作方法等の説明を行い、必要に応じて技術支援を行うこと。















